

井原市アダプト事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民や企業等の団体（以下「活動団体」という。）が、清掃美化活動等のボランティア活動を通じて地域の共有財産である道路及び河川への愛着心を深めるとともに、公共施設利用者のマナー向上を図るため、井原市アダプト事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号。以下「市規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金）

第2条 補助金は、活動団体に対する活動奨励金及び清掃用具等の購入費用に対する助成金とする。

（補助率等）

第3条 活動奨励金及び清掃用具等の購入費用に対する補助金の補助率は、10分の10とし、次の表の金額の範囲内とする。

項 目	補 助 金 額
活動奨励金	1団体当たり年間10,000円
用具等（ホウキ、軍手その他活動に必要と認められる品）	1団体当たり年間10,000円を上限とする。

（交付申請）

第4条 活動団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、井原市アダプト事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、井原市アダプト事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第6条 活動団体の代表者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更若しくは中止又は廃止）

第7条 活動団体の代表者は、補助事業（第5条第1項の規定による交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ井原市アダプト事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（補助事業の検査等）

第8条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、活動団体の代表者に対し報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の検査により、市規程及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを指示することができる。

（補助事業の実績報告）

第9条 活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに、井原市アダプト事業活動実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 全ての活動日における活動前、活動中及び活動後の写真
- (2) 用具を購入した場合は、購入に要した経費の領収書（写し）

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、第7条の規定による補助金の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 活動団体の代表者が市規程若しくは本要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 活動団体の代表者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 活動団体の代表者が補助事業に関して詐欺、不正、その他不適当な行為をした場合
- (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助事業の経理等）

第11条 活動団体の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 活動団体の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第7条の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

井原市アダプト事業補助金交付申請書

年 月 日

井原市長 殿

活動団体名
代 表 者 住 所
氏 名
電話番号

下記事業に対し、補助金の交付を受けたく井原市アダプト事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事 業 名	井原市アダプト事業（路線名又は河川名）
補助金交付申請額	円

事 業 計 画 及 び 財 源 内 訳					
事業計画額	補助期待額				
円	円	円	円	円	円

事 業 の 概 要					

年度井原市指令 第 号
年 月 日

殿

井原市長

井原市アダプト事業補助金交付決定通知書

年 月 日付交付申請のあった井原市アダプト事業補助金に関し井原市アダプト事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

事業名	井原市アダプト事業（路線名又は河川名）		
補助金額	円	補助事業費	円

※ 補助条件

- 1 本補助金は、年 月 日付交付申請のあった井原市アダプト事業補助金に関し交付するものであるから当該事業以外に使用してはならない。
- 2 補助金額20,000円のうち、10,000円は活動奨励金とし、10,000円は清掃用具等の購入費に対する助成金とする。ただし、清掃用具等の購入費に対する助成金は、清掃用具等の購入において残金が生じた場合又は清掃用具等の購入をしない場合には、市へ返還するものとする。
- 3 補助対象事業の内容の全部又は一部を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。

井原市アダプト事業変更承認申請書

年 月 日

井原市長 殿

活動団体名
代 表 者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付申請した下記事業の計画を変更（中止、廃止）したいので、井原市アダプト事業補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業名	井原市アダプト事業（路線名又は河川名）					
補助金交付申請額	円	当初補助金交付申請額	円			
変更の理由						
	変更事業計画					
区分	変更前			変更後		
事業計画及び財源内訳	事業計画額			事業計画額		
	円	円	円	円	円	円
事業の概要						

井原市長 殿

活動団体名

代 表 者 住 所

氏 名

電話番号

井原市アダプト事業活動実績報告書

年 月 日付 年度井原市指令 第 号で交付決定通知のあった 年度井原市アダプト事業を実施したので、井原市アダプト事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 活動実績

活動年月日	活動場所	延長 (m)	活動内容	参加人数 (人)

2. 用具の購入（裏面に領収証の写しを添付してください。）

購入年月日	購入品目	購入金額（円）	備 考

※ 飲食物の購入費は補助対象になりません。

3. 写真（全ての活動日の活動前・活動中・活動後の写真を添付してください。）